

## イベント実施協定書(案)

九州森林管理局長(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)は、ふれあい推進事業によるイベント実施に関し、次のとおり協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

### 第1 (協定の目的)

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の連帯及び協力に基づき共催等によりイベントが円滑に実施されることを目的とする。

### 第2 (名称)

イベントの名称は、「森林の<sup>もり</sup>アートギャラリー」とする。

### 第3 (イベント実施計画書の提出)

乙は、イベントの実施にあたって、別紙(様式1)によりイベント実施計画書を作成し、甲と調整の上、協定締結から14日以内に甲に提出するものとする。

またイベント内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲と連絡及び調整を行うものとする。

### 第4 (活動実施の報告)

乙は、イベント実施実績について、別紙(様式2)によりイベント実施14日後までに甲に報告するものとする。

### 第5 (イベントの実施)

- 1 乙は、実施計画書及び別紙「実施仕様書」に沿ってイベントを実施するものとする。
- 2 甲、乙は、適切な連絡調整を図りながら、イベントの円滑な実施に努めるものとする。

### 第6 (情報の保持)

乙は、イベントの実施に伴い知り得た個人の情報について、他に漏らしてはならない。

### 第7 (安全確保等の措置)

- 1 乙は、イベント実施箇所(表彰式)について、事前調査を実施し、安全に対して適切な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、本協定に基づくイベント参加者の安全を責任をもって確保するものとし、イ

ベント実施中の事故についての一切の責任を負うものとする。

#### 第8 （経費の負担）

イベントの実施に要する経費については、アートパネルの設置に係る経費を除いて乙が負担するものとする。

#### 第9 （アートパネル等の所有権等の権利）

乙は、協定締結期間中及び協定締結終了後のいずれにおいても、実施箇所の土地、作品等についての所有権及びイベントにより生ずる全ての権利を有しないものとする。

#### 第10 （損害賠償）

乙は、その責に帰すべき事由により、国有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

#### 第11 （協定の破棄）

甲は、次の場合、協定を破棄することができる。この場合、甲は事前に通知するものとする。

- 1 イベントの実施に当たり法令等に違反する行為があった場合
- 2 協定に基づいたイベントの実施の見込みがない、又はイベントの円滑な実施に著しい支障が生じると認められる場合
- 3 国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合
- 4 協定イベントの実施団体の条件の全部又は一部を満たさないことが明らかになった場合
- 5 協定締結者としてふさわしくない行為をしたことなどにより、協定締結者として不適当であると認められた場合

#### 第12 （協定の有効期間）

この協定は、協定した日から令和9年1月31日まで効力を有するものとする。

#### 第13 （その他必要と認められる事項）

この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両名記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

(甲) 九州森林管理局長 真城 英一 印

(乙) ○○○○ ○○○ 印